

グローバル化下の体制転換と市民生活

高見澤 磨

序

「社会体制と法」研究会2001年研究総会（6月1日東京大学社会科学研究所において開催）は「体制転換過程及び転換後の市民生活と法」をテーマとして行われた。筆者は、研究会企画委員として企画の趣旨説明を行った。小論は、同企画趣旨を再確認するものである（とくに第一章^①）。第二章においては、中国における体制転換がいわゆるグローバル化（ここでは、人、物、金、情報が国境障壁に煩わされずに自由に往来するのを理想型とし、そこに向かう過程としておく）の下に行われていることによって生ずることのいくつかにも言及したい。いずれも、論点の抽出を主とするもので、それらについての実証的研究や理論的枠組の試みは今後の課題とする。研究総会においては、雇用や福利厚生や住宅その他の社会保障などの面に重点をおいて、中国について野沢秀樹の報告と山下昇による論点提起、ロシアについて篠田優の報告と武井寛の論点提起を得た。本特集の本体をなすものである。報告及び討論を通じた到達点はそれぞれの論考の中で示されるので、小論はさらにそれをまとめることはしない。

1 体制転換過程及び転換後の市民生活と法——研究会2001年研究総会テーマの再確認

「体制転換」という言葉自体は、極めて広い範囲を持つが、ここでは社会主義体制からの体制転換または社会主義体制を維持しつつの体制改革（いずれも自称を含む）を意味する。こうした過程は、広義には、スターリン後と言えないこともないが、70年代、80年代以降、とりわけ80年代以降の現象を指す。市場メカニズムの導入が、たんに国民経済という国境によって仕切られたフラスコの中だけの体制転換として行われるのではなく、グローバル化の中での転換において行われている。そのため、競争は、国内的なものだけではなく、世界市場におけるものとなる。グローバル化は、標準化（standardization）でもあり、グローバルスタンダードに合わせる過程ともなっている。WTOなどの国際機関によるルール形成やEUによるルール形成といった国際的意見集約過程は極めて重要だが、アメリカの動向が決定的な影響力を持っていて、これらをにらみながらの転換過程ともなっている。転換過程にある地域では（あるいは世界中で）、市場における競争に勝ち残れる手だてや万が一のためのセーフティネット形成とそれらが整うまでの時間稼ぎとが行われる。これらによっては救われない人々も出る。

体制転換過程にある地域（一定程度進捗している場合には転換後と言える場合もあろうが、それを含む）においては、かつては雇用が保障され、かつ、雇用はたんに職がある状態にするというだけではなく、生活全般の保障と結びつき、さらに、政治社会への組み込みをも意味していた。しかし、今日の体制転換過程においては、雇用が保障されない時代へと移り変わりつつある。また、雇用は、必ずしも生活全般の保障を意味しなくなりつつある。社会保障制度も制度の整備過程であったり、制度の運用が不十分な状態であったりする。このことは、一方では、政治的、経済的自由を得るためのコストという側面を有しつつも、他面では生活に不安のある社会の到来そのものという側面をも有している。体制転換過程にある地域が体制転換を余儀なくされた要因には、過大な軍事負担や自由の欠如や効率の低さなどもあったろうが、力量に比し過大であった生活保障もあったはずで、何が幸せかという素朴な問いを立てた場合には、歴史や現状の評価は容易ではない。

研究総会企画は、こうした転換過程における市民生活の実態とそれに対処する法（立法及びその運用）とを考察することを目的とした。市場、競争、グローバリゼーションといった概念が踊る中で人々はどの程度に幸福か、その幸福をサポートするために法はどの程度の意味を有しているのかを考えるということである。

こうした問題の立て方をすれば、不幸な人々と役に立たない法という結論も可能である。サクセスストーリーと近代法とグローバリゼーションという三題嚆を作ることもできる。混乱や危機の中に民主主義や生活活力の芽生えを見ようとすることも可能である⁽²⁾。

2 中国における若干の論点——グローバリゼーションと中国法

中国の場合、改革開放政策の初期段階では、外資の導入や国外市場への参入のための法整備という側面が強かったが、後にはGATT加盟、WTO体制になってからはWTO加盟という目標のもとに法整備が行われてきた。日本流というならば外圧利用の改革である⁽³⁾。国際社会にとっても、ルール形成において、経済システムとしての中国や台湾を取り込むことは不可欠で、かつ、台湾の参加を得るためには、その前段階として中国の参加が必要であった（たとえ1日早いだけでも）。1日早くということは実現し、中国の加盟は2001年11月10日にWTO閣僚会議において承認され、台湾については翌日承認された⁽⁴⁾。

中国の言い分からすれば、中国の参加が承認されたのは遅きに失したということになる。1947年にGATTが成立したときに、中国は中華民国の名において創始国のひとつであった。1984年にオブザーバーとしての参加が認められた。1986年には正式加盟申請をしている。1995年にWTOが成立すると、WTO加盟が政治目標となった⁽⁵⁾。1998年7月にはWTOは中国加盟を審議するための作業部会を開き、1999年秋には米中間の加盟交渉が妥結した。2000年3月にも上記作業部会が開かれた⁽⁶⁾。経済政策はもちろんのこと、法制度面での準備も具体的な課題となった。その及ぶ範囲は極めて広範で、現行法上不適当なものは改正すべきものとして、未制定の分野は制定すべきものとしてリストアップされていった⁽⁷⁾。知的財産権や競争秩序などの具体的な課題以外にも、伝統的主権国家概念のゆらぎをどのように認識すべきかということも論点となっていた⁽⁸⁾。

中国における経済改革の論客であり、ブレインでもある厲以寧は、2000年1月8日に中国全体の弁護士組織である中華全国律師協会主催の「WTOと中国弁護士業」シンポジウムで講演し、今後の中国経済には、3つの競争圧力があることを述べた。人材獲得競争と企業間競争と就業である。第一の競争に対しては、従業員に株を持たせて引き抜きに対抗することを、第二のものに対しては民間資本導入による国有企業改革を、第三に対しては有限責任型非公有経済による雇用増を対策として挙げ、それぞれの分野で法改正や法整備が必要であることを説いた。口振りはあたかも日本における、グローバリゼーションの中での競争に勝ち残ることを説く類の論調のようである。

人権、知的財産権、環境、労働などで米欧に（とくにアメリカに）注文をつけられ、制裁措置やWTO加盟やオリンピック招致をからめて圧力をかけられる中で、一方では「押しまくられる」中国という自己イメージを持つ人々もいるかもしれないし、これが民族主義的感情と結びつく可能性もある。例えば日航による乗客取り扱い、三菱自動車や東芝ノートパソコンのアメリカ優先対応などの初期段階などを想起されたい（初期段階を過ぎると、消費者保護一般に議論が移行した。国際問題化を避けるためという要因だけではなく、国内消費者保護法制整備促進のための巧妙な手でもあったように思われるが、この点は課題としておく）。しかし、厲の議論はむしろ積極的な「迎え撃つ」「撃って出る」式のものである。かりに厲が言うようにことが進んだとすると、労働者としても顧客としても引く手あまたの人とどちらの意味でも相手にされない人が出ることになる。隆盛を極める企業や廃れていく企業も出る。この現象は将来のものではなく、すでに存在し、WTO加盟によって加速されるといった方がよいだろう。多くの人々は自分が勝者となるという前提でこのゲームに臨むことになる。不参加や参加の上での敗北は、中国における面子の失い方の新たなパターンとなる。面子を失いたくなければ、勝者となるか、苦しくても敗者としてはふるまわずに、次のチャンスをねらわなければならない。こうした、少なくとも表面的には元気のよいグローバリゼーションへの対応は、旧ソ連地域とは異なるように思われる。連邦という政治的枠組みを失い、連邦を維持するために必要であった物の流れを失い、さらにIMF型改革を迫られるのと比べれば、中国は恵まれた環境にあると言えよう⁽⁹⁾。しかし、それでも改革そのものは迫られる。

司法もまたそのひとつである⁽¹⁰⁾。朝日新聞2000年1月9日朝刊一面（13版）は「邦銀の債権、回収困難 13社対象に裁判所通達 訴え受理凍結」という見出しで報道を行った。同紙九面の解説の見出しは「ルール逸脱で信用失墜 邦銀の債権回収困難に 司法の独立に課題」というきつものである。整理統合の対象となっている経営不振の政府系ノンバンクに対する債権回収については訴えを受理せず、回収を認めた判決が出ている場合にも執行を凍結するという内部通達について報じたのである。筆者はここでいう「通達」なるものを見ていないので、何が真実なのかを論じることはできない。ただ、このように報道されてしまうこと自体は痛手なはずで、こうした問題への根本的な対処は、金融再編と司法力量の強化（司法の独立を含む）とであり、それらは現に進められている⁽¹¹⁾。従来からの改革の促進とWTO圧力との合わせ技として改革が進捗していく例でもあろう。例えば、河北省では、2001年に基層、中級、高級の人民法院の14168名の裁判官全員に対し「基本素質統一考試」という統一試験が行われた。もし不合格ならば職務をはなれて2ヶ月以上の研修を受け、追試を受けなければならない、それでも不合格の場合には裁判官の職

を辞さなければならないというものであった。これもまたWTO加盟後には裁判官の資質が高くなければならないから、ということが背景のひとつとなっている⁽¹²⁾。

1970年代末以降中国は、一面では主権国家概念を軸とする防壁（例えば内政不干涉）を利用して時間稼ぎをしながら米欧の求める標準に合わせた法整備を行い、他面では外圧を利用した改革促進を行ってきた。WTO加盟により前者の手法はややとりにくくなるが、それでも現段階のWTOは法典の整った裁判所というよりは、ルールづくりのフォーラムという側面が強いので、外圧への抵抗と外圧の利用とを組み合わせる手法による法整備が続くと思われる。さらに言えば、このことは、少なくとも日本を含む東アジア、東南アジア全体に見られる現象であり、立法過程の一形態（または普遍的形態）と見ることができる。

結

第一章では、2001年研究総会企画を再確認し、第二章では、外圧への抵抗と外圧の利用というパターンでのグローバリゼーションへの対応を浅薄ながら検討した。

中国ほどの規模の国の場合、地域差を考慮することも必要であろう。不均衡発展による国内の緊張を緩和するためにも内陸部開発（「西部開発」）の必要が強調されている⁽¹³⁾。かりに開発のために資源投入されたとしても、問題はそれだけでは解決しない。そこでのルール形成もまた重要課題となる。インドネシアにおいては、1999年にジャワ以外（外島という）で民族衝突が起こったが、その原因として、資源開発のために移住が起こり、そうした社会の変化に対しルール形成が遅れ、暴力的紛争に激化しやすくなっていたということが指摘されている⁽¹⁴⁾。内なるグローバリゼーションの問題と言えよう。

さらに市場にどれだけの秩序形成を委ねられるのかという問題も議論が必要となろう。国際的自由化の中で国内金融機関は対応能力未整備で、国際的投資家は個別市場を知らないとすると、市場に介入すべきときに介入自体を悪者にするという誤りを犯しかねない⁽¹⁵⁾。また、市場がうまく機能しているときにも、それが市場のみの手柄なのか、制度的要因や文化的要因があるのかについても考察が必要である。哲学的、理論的な接近も重要であろうが、むしろ市民生活と身近な分野での具体的考察から接近することが2001年企画の趣旨であった。小論第二章は、中国という国家の面子の保ち方（外圧と法整備）に注意が傾いたが、競争社会の中での人々の面子の保ち方と法という観点からの接近については今後の課題としたい。

注

- (1) 企画趣旨は、『社会体制と法』研究会事務局ニュース」11号4-5頁（2001年4月）において簡略に述べた。
- (2) 最近の研究成果としては、小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』（有信堂、2001年）を挙げることができる。同書については、『社会体制と法』第2号に佐藤岩夫が書評を寄せている。また、筆者にとって企画の端緒（思いつきというべきか）となったのは、中村逸郎『ロシア市民——体制転換を生きる——』（岩波新書、1999年）である。
- (3) 涉外経済法の分野をくさびとして、法制度全体を改革する手法につき、季衛東「涉外実務の法継承メカ

ニズム)、『民商法雑誌』105巻5号、106巻1号、3号。いずれも1992年。また、同『現代中国の法変動』日本評論社2001年に第一部第二、三、四章として収録されている)は、移植型租界型法継受戦略という概念を立てている。筆者はこの見方に賛成する。また、拙著『現代中国の紛争と法』(東京大学出版会、1999年)229頁注6においては、社会の法現象を決定する要因として国際関係もあることを考慮すべき旨述べたことがある。

- (4) WTO閣僚会合は、2001年11月10日(カタル・ドーハ現地時間。日本時間では11日)の総会において中国の加盟を承認した。翌日には台湾の加盟が承認された。これらのニュースは日本においても大きく取り扱われ、例えば前者は朝日新聞2001年11月11日朝刊一面(13版)において、後者も同12日夕刊1面(3版)において報じられている。正式加盟は、中国が12月11日、台湾は2002年1月1日である。
- (5) 以上の流れは、「“入世”法律文件通過了」(『檢察日報』2001年9月18日1面)に紹介されている。
- (6) 1998年から2000年にかけての流れは、朝日新聞2000年3月20日朝刊13版14面によった。なお、中国代表からは、この時点では二国間交渉を求めた37カ国中27カ国と合意したこと、及び、対外貿易関係の法令177の詳細が報告されたと報じた。
- (7) WTO加盟のための具体的な改廃・制定リストというものについては未確認であるが、この時期の立法計画の多くはこれと関連していたと思われる。但し、国内の経済改革の文脈から説明する方が適切なものもあろう。WTO加盟のための立法プログラムについての検討は、今後の課題としたい。なお、孫国棟「WTO帶來了司法挑戰 兩千多法律法規面臨手術」(『百姓信報』2000年3月14日1面)、「入世司法準備工作緊鑼密鼓 最高法院已清理司法解釋1200余件」(『法制日報』2001年11月10日1面)、「地方法規清理必須堅持三原則」(同。なお三原則とは、法制的統一、非差別、公開透明である)といった報道もある。
- (8) 例えば、『法制日報』1999年11月25日は7面で「加入世貿組織与中国法律制度的變革」という特集を組んでいる。また、『政治与法律』1999年6期もWTO加盟と法制度整備とを論じる論文を2本載せている。特に統計をとったわけではないが、これらのほか、この問題についての論文等は極めて多い。
- (8) 「厲以寧 加入WTO对我国改革和立法立出挑戰」(『百姓信報』2000年1月11日6面)。なお同シンポジウムは法制日报社の協賛である。厲は、中国人民大学教授で経済学者であり、全国人民代表大會財經委員會副主任である。
- (9) ガブリエール・ポポフ著、新井康三郎訳『ロシア改革への闘争 前モスクワ市長の手記』(中央公論社、1995年)ではIMFモデルへの批判が見られる(とくに388-390頁。但し原文は未確認)。倒産や失業を伴うモデルであり、それが民族紛争に結びつき、收拾には権威主義を要するとする。村上睦代「タジキスタン現地報告」(国境なき医師団『ニュースレター』No.50、2001年)は、パミールの小さな町ホログでの活動報告として、ソ連時代は十分に支給されていた物資も連邦崩壊後は輸入に頼らざるを得ず、さらに失業率も高く、困窮しているとする。
- (10) 鈴木賢「中国における市場化による「司法」の析出——法院の実態、改革、構想の諸相」(注2所掲小森田編書)は、1993年から1994年にかけての調査に基づき1980年代後半から1999年ころまでの改革について論じている。
- (11) 朝日新聞2000年4月1日13版14面は、四大国有商業銀行首脳の一斉交代や証券市場のルール形成に中国政府が意欲的であることを報じている。また、2001年になるとWTO加盟による司法改革の必要性も強く認識される。例えば、「WTO与司法審查的標準」(『人民司法』2001年9期)や傅思明「“入世”对我国司法審查理論与实践的突破」(『法制日報』2001年10月28日2面)などが司法の作用を重視している。
- (12) 「河北万民法官上考場」(『法制日報』2001年11月6日1面)。金融再編に司法改革と言えば、日本も人

ごとではないが、日本における司法改革については、季衛東「世紀之交 日本司法改革述評」(『人民
法院報』2001年11月5日B1 - B2面)がよく紹介している。

- (13) 中央党校哲学教研部編『小平発展理論与当代中国社会矛盾』(中央党校出版社、1999年12月)は、新
時期(1970年代末以降)の「人民内部矛盾」は、各方面の利害衝突と不均衡発展であるとし、また、
宗教問題も重要な問題となるとする。人民内部の矛盾と敵味方の矛盾という枠組み自体は現役であ
る。
- (14) 加納啓良『インドネシア繚乱』(文春新書、2001年)。
- (15) 高阪章「アジア経済危機から何を学ぶか」(『学会会報』1999IV)を参照した。高阪は、このような
誤りを「教条的な市場信奉」と呼んでいる。